労働派遣に関する情報公開

株式会社アベデン

労働者派遣法第２３条第５項の定めに従い、当事業所における労働者派遣事業に係る情報を
下記の通りお知らせいたします。

１．労働者派遣の実績

①派遣労働者の数（令和６年６月１日現在）：６名

②派遣先の実数　：３社

２．派遣料金・派遣労働者の賃金、マージン率

派遣料金 （１日８時間当たりの平均）	派遣労働者賃金 （１日8時間当たりの平均）	マージン率
１７，９００円	１１，２８４円	37.0%

①賃金には、基本給・賞与・諸手当を含みます。

②マージンには、法定福利費・教育訓練費・福利厚生費・年次有給休暇費用・事業経費等が含まれます。

３．派遣労働者のキャリア形成支援に関する事項

①キャリア・コンサルティング相談窓口の連絡先

担当者：専務取締役　本多 茂　　連絡先：　０２４３－２４－６０２２

メール：hontashigeru@abeden.biz

②キャリアアップに資する教育訓練

教育訓練の種類		対象者	方法	賃金支給状況	実施主体	対象者の費用負担
基礎訓練	派遣前訓練	初めて派遣する労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
職能訓練	品質向上研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
	生産性向上研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
階層別訓練	リーダー育成研修	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無
職種転換訓練	転換職種訓練	派遣労働者	OFF-JT	有給	派遣元	無

４．福利厚生に関する事項

〇通勤手当支給

〇各種保険〈労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金〉

〇定期健康診断受診（全従業員）及びストレスチェック（希望者のみ）

〇年次有給休暇、育児・介護休業制度

〇特別休暇〈結婚休暇、忌引休暇（いずれも有給）〉

〇慶弔見舞金支給

５．労働者派遣法第３０条の４項第１項の規定に基づく労使協定に関する事項

労使協定を締結しているか否か　　：締結済

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　　：当事業所が雇用するすべての派遣労働者

労使協定の有効期間　　：令和６年４月１日～令和７年３月３１日